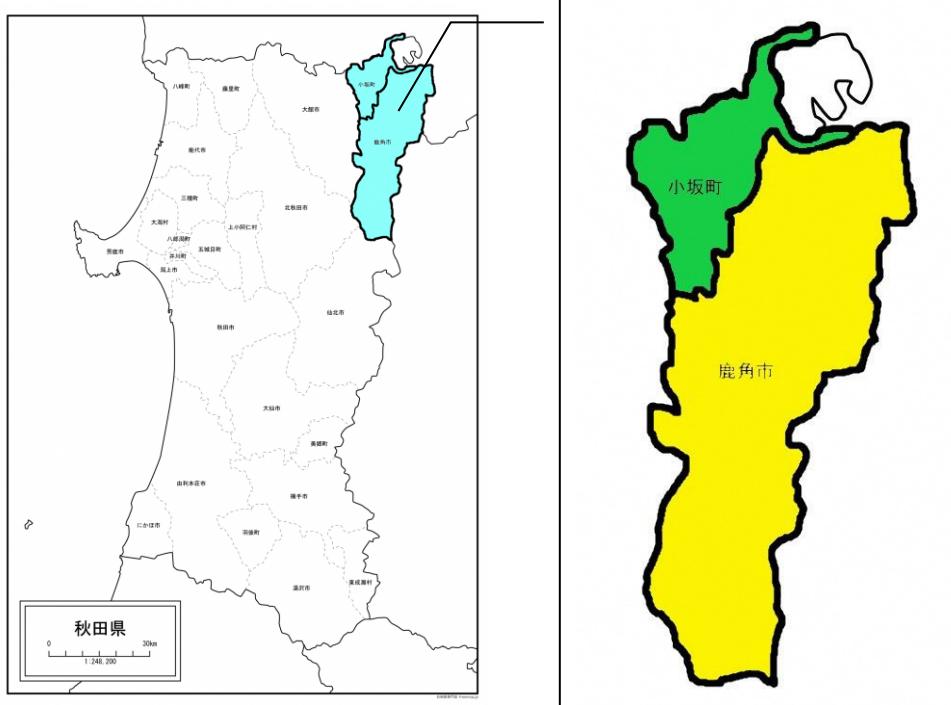


(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
1) 地域の概要・立地	
【鹿角市】	当市は、秋田県北東部にあり、青森県・岩手県・秋田県三県の県境に位置している。昭和47年に、花輪町、十和田町、尾去沢町、八幡平村の4つの町村が合併して誕生した経緯がある。市の中北部にある花輪盆地に、花輪、十和田の市街地がある。南部は、八幡平や焼山がある山岳地帯となっており、北部は十和田湖付近の分水嶺までの丘陵地を市域とする。東西に 20.1 km、南北 52.3 km と南北に長く、総面積は 707.52 km ² となっている。隣接する自治体としては、秋田県大館市、北秋田市、仙北市、鹿角郡小坂町、岩手県八幡平市、青森県十和田市、三戸郡田子町、三戸町、新郷村と多岐にわたる。秋田県北部を貫流する米代川に沿った鹿角盆地と奥羽山系の山々などから形成されており、総面積のうち約 8割が林野となっている。
	気候は、内陸型気候に属し、令和元年の年平均気温が 9.8°C、降水量が年間約 1,228.5mm、最深の積雪は 62cm となっている。冬は寒さが厳しく、県内では早い段階で降雪・積雪が観測される。年間最高気温と年間最低気温の差が非常に大きいことが特徴で、真夏日になる日もあれば、-15°C 前後にまで冷え込む日もある。
【小坂町】	当町は、秋田県の北東部に位置する町である。青森県と境を接し、奥羽山脈の西側、鹿角盆地の北部に位置する。総面積は 201.70 km ² で、隣接する自治体は、秋田県大館市、鹿角市、青森県平川市、十和田市である。町の北東部には十和田湖があるが、平成20年までは十和田湖及びその周辺地域における県の境界にわたる秋田県小坂町と青森県十和田市との境界が確定していなかった。平成20年9月に青森県十和田市との境界が覚書によって決定し、官報に告示され、十和田湖の西側が正式に小坂町の町域となった。町土の 7割が森林であり、多くが国有林になっている。中央部には米代川の支流である小坂川が流れ、北東部には国の特別名勝・天然記念物に指定されている十和田八幡平国立公園の十和田湖がある。
	気候は、山間盆地特有の内陸型で、積雪寒冷地となっている。年間最高気温と年間最低気温の差が非常に大きいことが特徴で、冬場は-15°C 前後にまで冷え込む日もある。冬は寒さが厳しく、県内では早い段階で降雪・積雪・真冬日が観測される。冬は降雪が続き、冬期間の積雪は平均で平野部が 80 cm 前後、山間部においては 120 cm 前後にもなるが、温暖化の影響など、近年では平野部、山間部ともに約 10 cm 程度（秋田地方気象台：2017 年～2019 年）と少なくなっている。
2) かづの商工会管轄地域	平成6年には花輪・尾去沢・八幡平の3商工会が合併して鹿角市商工会が設立され、さらに平成15年には鹿角市・十和田・小坂町の各商工会が合併し「かづの商工会」が設立された。1商工会が鹿角市・小坂町の1市1町を管轄している。会員数 847 名、組織率 57.7%、小規模事業者率は 85.6% となっている（令和2年12月14日現在）。事務局は鹿角市花輪に本所、小坂町小坂鉱山に小坂支所を設置し、14名の職員が事業者支援を行っている。



3) 想定される地域の災害リスク

鹿角市・小坂町の地域防災計画によると、地震災害は、市町全域が被災地域となることや災害発生の予報と災害発生前の避難が不可能であることから、他の災害と比較して応急業務の業務量が非常に多くなるとともに、電気・通信・道路等の公共インフラと商工会事務所が使用不能となるおそれがあるため、対処が最も困難な災害であると考えられる。また、災害履歴を見てみると大雨による被害も多く発生しており被害が大きいことが考えられるため、本計画において想定する災害は地震災害及び水害（洪水）とし、その他の大規模災害についても適宜準用する。加えて、新型コロナウイルスのように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、鹿角市・小坂町において多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある場合は、国、県及び市町の対策に準ずるものとする。

項目	地震災害	水害
被災地域	全域	主に河川周辺の地域
主な被災内容	建物倒壊、火災等	床上・床下浸水、土砂崩れ等
災害発生の予報	不可能（地震は突発的に発生）	可能（気象庁の気象警報・注意報）
災害発生前の避難	不可能	可能
参考とした資料	地域防災計画	地域防災計画 洪水ハザードマップ

4) 被害想定

【地震】

①想定する地震

一定程度の発生確率があり、商工会事務所の建物被害が大きくなると見込まれている「花輪東断層帯」地震を想定地震とする。

②発災条件

想定する地震の規模は同じであっても、想定する地震が発生する時刻等の条件により、社会的な被害や非常時優先業務の必要資源の確保状況が変化する。この計画では、人的被害や建物被害等が大きく、職員参集が困難な「冬の深夜（午前2時）」を発災条件とする。

③被害想定

想定する被害として、建物被害、人的被害、避難者数、ライフライン（電力、通信、上下水道、LPガス）の機能支障等を想定する。

項目		鹿角市	小坂町
マグニチュード		7.0	
最大震度		7	6弱
建物被害	全壊棟数（棟）	989	0
	半壊棟数（棟）	2,648	11
	焼失棟数（棟）	2	0
人的被害	死者数（人）	58	0
	負傷者数（人）	484	2
	うち重症者数（人）	67	0
避難者数	1日後（人）	5,675	190
	4日後（人）	6,472	244
	1か月後（人）	3,043	11
ライフライン被害	電力	停電世帯数（世帯）	5,792
	通信（固定電話・インターネット）	不通回線数（本）	182
	上水道	断水人口（人）	13,560
	下水道	機能支障人口（人）	829
	LPガス		1,398

（出典：「秋田県地震被害想定調査報告書」平成25年8月）

「花輪東断層帯」 地震により想定される被害状況

○花輪東断層帯 ($M = 7.0$) 詳細法

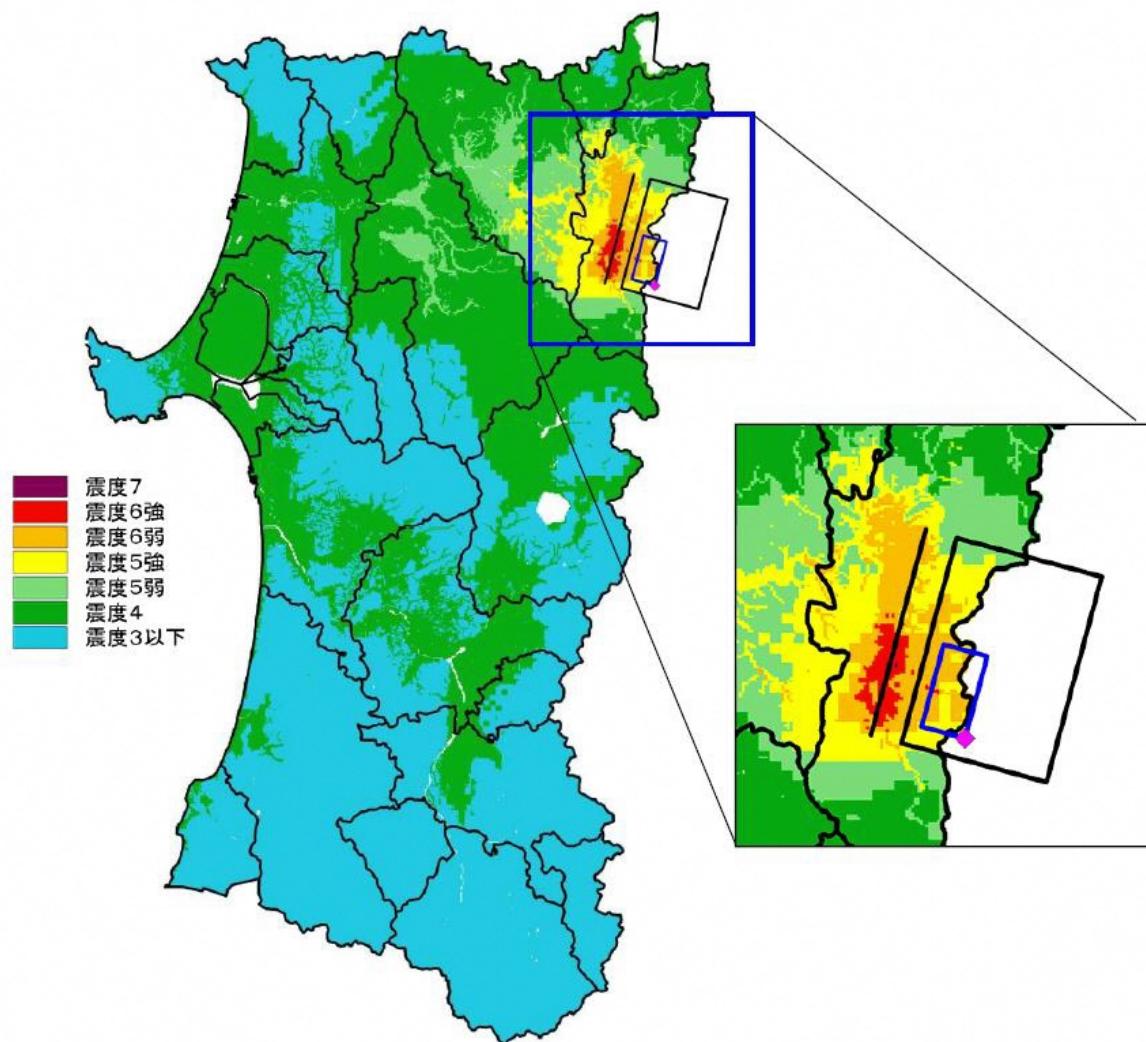


図-4.5.2 震度分布図（詳細法）
(青枠：アスペリティの位置、ひし形：破壊開始点の位置)

(出典：「秋田県地震被害想定調査報告書」平成25年8月)

※前出の被害想定は「花輪東断層帯」地震を想定しているが、その他の大規模災害に関しても準用するものである。

【大雨・洪水】

①想定する大雨・洪水

鹿角市、小坂町は秋田県内陸部にあり、鹿角市と小坂町の気象データを観測するアメダス鹿角観測所のデータによると、過去50年の間に大雨警報に該当する1時間降水量50mm以上の記録は増加傾向にあり、異常気象が続く昨今、大雨に起因する土砂災害及び河川の氾濫による水害の発生リスクが高いことから、本章では大雨による土砂災害と大規模河川が氾濫した場合を想定する。

アメダス鹿角観測所における1日当最大降水量(mm/h) (日)

期間	250 mm/h	150 mm/h	100 mm/h	50 mm/h	合計
1970年～1979年				8	8
1980年～1989年			1	16	17
1990年～1999年			1	17	18
2000年～2009年			2	21	23
2010年～2019年	1	1	8	32	42
合計	1	1	12	94	108

②発災条件

気象庁が発表する特別警報に該当する記憶的な大雨が降り、河川の氾濫と冠水による交通網の寸断が発生した場合を想定する。

③被害想定

大雨に関する特別警報に該当する大雨が発生し会員の50%が被災し、事業所への直接的被害とライフライン（電力、通信、交通）の機能障害が発生した場合を想定する。

項目		鹿角市	小坂町
事業所被害	床上、床下浸水による操業不能	149社	20社
	設備、機械等の一部被害	224社	30社

ライフライン

道路 国道103号線（鹿角市～大館市の移動障害）

国道282号線（鹿角市～小坂町の移動障害）

国道341号線（鹿角市～八幡平地域の移動障害）

県道2号線（小坂町～大館市の移動障害）

その他、地域内の県道、市道、町道が各所で土砂災害により通行不能が発生

鉄道 花輪線（大館市～鹿角市～岩手県の移動障害）

高速道路 東北自動車道（青森県～岩手県の移動障害）

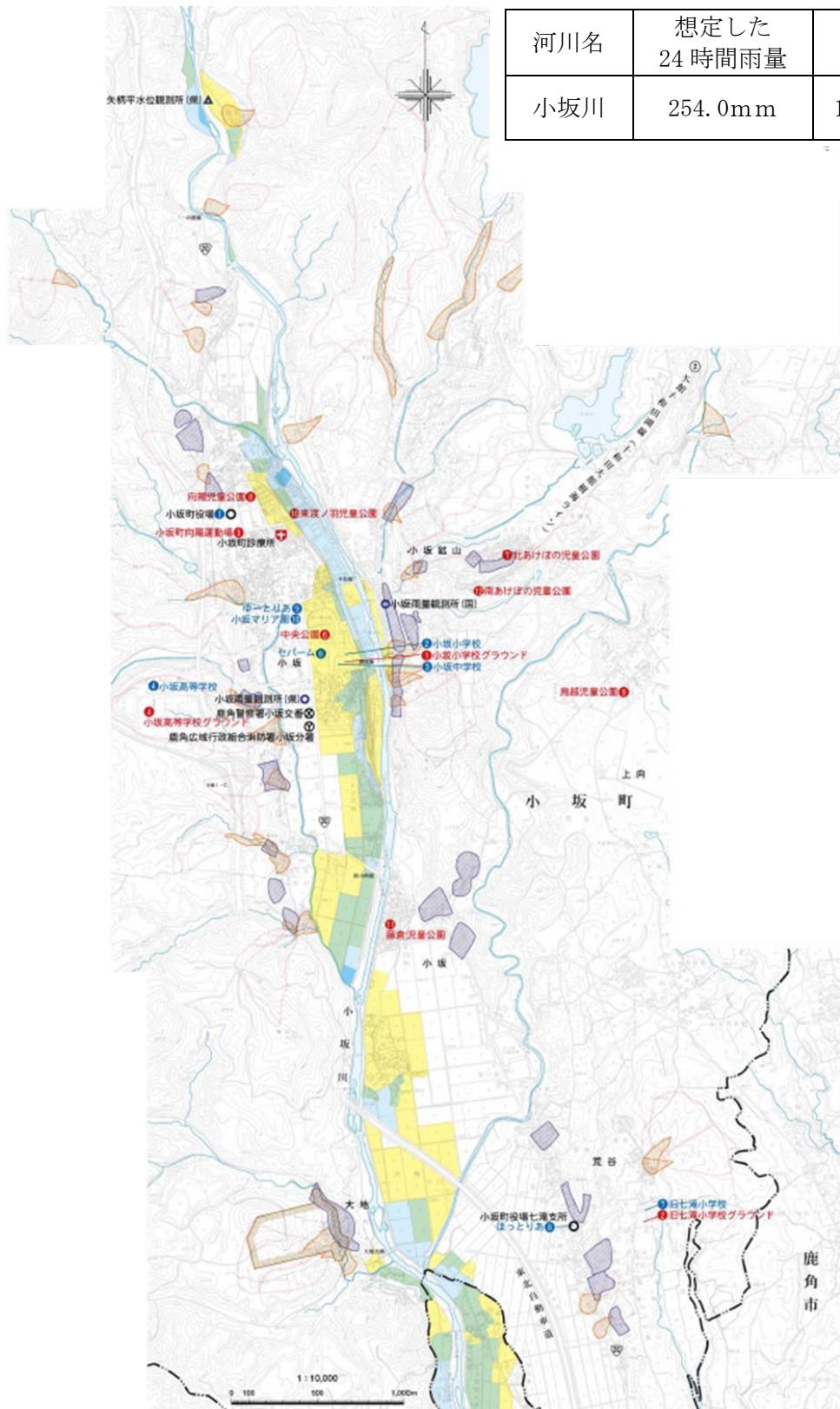
秋田道（小坂町～大館市の移動障害）

○鹿角市洪水ハザードマップ

河川名	想定した 24 時間雨量	想定した大雨の頻度
米代川、福士川、大湯川 小坂川、熊沢川	254.0mm	1,000 年に一回程度



○小坂川洪水ハザードマップ



(2) 商工業者の状況（かづの商工会基幹システム：令和2年度）

- ・商工業者数 1,471 社
- ・小規模事業者数 1,259 社

	商工業者数	小規模事業者数	事業者の立地状況等
製造業	147	108	市町内各地に点在している。河川沿い・山間地での浸水、土石流の危険個所も含まれている。
建設業	259	236	市町内各地に点在している。河川沿い・山間地での浸水、土石流の危険個所も含まれている。
卸・小売業	382	316	花輪・十和田地区に商店街が形成されている。河川沿い・山間地での浸水、土石流の危険個所が多く含まれている。
サービス業	495	447	市町内各地に点在している。河川沿い・山間地での浸水、土石流の危険個所が多く含まれている。
その他	188	152	市町内各地に点在している。
合計	1,471	1,259	

(3) これまでの取組

1) 鹿角市の取組

- ①鹿角市地域防災計画と鹿角市国民保護計画の策定
- ②鹿角市避難行動要支援者避難支援計画の策定
- ③総合防災訓練の実施
- ④鹿角市業務継続計画（BCP）の策定
- ⑤自主防災組織育成事業補助制度の実施
- ⑥防災に関する情報提供
 - ・鹿角市防災マップの提供
 - ・鹿角市洪水ハザードマップの提供
 - ・メールを活用した鹿角市防災情報の発信
 - ・十和田火山災害想定範囲図の提供

2) 小坂町の取組

- ①小坂町地域防災計画と小坂町国民保護計画の策定
- ②総合防災訓練の実施
- ③防災に関する情報提供
 - ・小坂町地震防災マップの提供
 - ・小坂町土砂災害ハザードマップの提供
 - ・小坂川洪水ハザードマップの提供
 - ・メールを活用した小坂町防災情報の発信
 - ・十和田火山災害想定範囲図の提供

3) かづの商工会の取組

- ①事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ②損害保険への加入促進
- ③防災訓練の実施

II 課題

当市町における小規模事業者の防災・免災への支援における課題は次のとおりである。

①事業者 BCP の策定が進んでいない

管内事業所のうち、既に BCP を策定している事業者は、業種では、製造業・建設業・運輸業・フランチャイズに加盟するコンビニエンスストアなどであり、どの業種・業態においても、その事業者はごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者はほとんど策定していない現状にある。

したがって、事業所 BCP の策定に関する市町全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。

また、普及・啓発活動についても、市町、商工団体のそれぞれが取り組んでいるが、連携による取り組み強化への必要性が高まっている。

②策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者 BCP 策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

③小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者 BCP の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高すぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けの BCP 策定ツールが必要である。

④応急対策に関する市町と商工団体の連携体制が整っていない

現状では、それぞれの業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行うことになっているが、3 者の連携・協力体制が具体化されていない。

⑤新型コロナウイルスのような感染症への対策は不十分

いまだワクチン等の予防策や有効な治療方法が開発されていない新型ウイルス感染症への対策は確立されておらず、国、県及び市町が示す対策に準ずることとなるが、浸透されているとは言えない状況もある。

III 目標

鹿角市地域防災計画及び小坂町地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、市、町、商工会が一つになって取り組むこととし、特に管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

①管内小規模事業者への BCP 策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者の BCP 策定支援を強化する。

②被害の把握・報告ルートの確立

災害時における連絡体制を円滑に行うため、当市、当町、当商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。

③速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④インフルエンザ等を含むウイルス感染症対策・施策の周知並びに支援

感染症対策において地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性も周知する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

かづの商工会、鹿角市、小坂町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

多発する自然災害や事故、疫病等、日々の様々な経営リスクから事業者を守り、事業継続を支援するため、本事業計画における鹿角市・小坂町と商工会の役割を整理して発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・商工会職員の巡回により、鹿角市及び小坂町の地域防災計画や防災マップ等を用いて、各事業所における自然災害リスクを周知する。併せて、「商工会保険・共済チェックシート」の活用によるリスク軽減に向けた取組や対策について説明する。
- ・広報誌「商工かづの」や商工会ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易計画含む）の策定には、職員の巡回により実効性のある取組が期待できる内容に向けて指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対するBCP策定セミナーを開催するほか、行政の施策、損害保険等の紹介を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知するとともに、今後の感染症対策につながる支援策等の情報も提供する。

② かづの商工会の業務継続計画の策定

- ・当商工会における業務継続計画策定は令和3年3月より着手する。

③ 関係団体との連携

- ・専門家派遣制度の活用により、事業者BCPの実現性向上を図る。
- ・共催によるセミナー等を開催する。
- ・感染症に関しては、リスクファイナンス対策として各種保険（生命、傷害保険・感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。

④ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の進捗を把握する。
- ・鹿角市・小坂町と商工会でかづの事業継続力強化支援協議会（仮称）を構成し、状況確認や改善点、支援策について協議する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・マグニチュード7.0の地震が発生したと仮定して、鹿角市、小坂町、かづの商工会、秋田県商工会連合会との連絡ルートの確認等を行う。

2) 発災後の対策

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

また、新型ウイルス感染症の国内感染者発生後は、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、鹿角市及び小坂町における対策本部設置に基づき当商工会による感染症対策を行う。

① 各団体の安否及び業務従事可否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
鹿角市産業活力課	発災後速やかに災害レベルに応じて対象の職員へ緊急連絡網（Eメール）にて連絡
小坂町観光産業課	発災後速やかに災害レベルに応じて対象の職員へ緊急連絡網（Eメール）にて連絡
かづの商工会	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（LINEグループ等及び携帯電話）にて確認 ○三役：3時間以内に携帯電話等にて確認 ○役員：1日以内に携帯電話等にて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

② 安否及び業務従事可否確認結果の共有と関係機関等への連絡

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	第1順位	第2順位	
鹿角市産業活力課	課長	政策監兼商工・新エネ班長	鹿角市危機管理室
小坂町観光産業課	課長	課長補佐	小坂町総務管財班
かづの商工会	事務局長	副事務局長	鹿角市産業活力課 小坂町観光産業課 秋田県商工会連合会

③ 被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務

ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない
---------	----------------	--------

※連絡が取れない区域においては、大規模な被害が生じているものと考える。

④ 鹿角市・小坂町と商工会における被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
発災直後	速やかに情報を共有する
発災後～1週間以内	1日に1回以上共有する
2週間以内	2日に1回以上共有する
1ヶ月以内	新たな事象が判明した時点で共有する
1ヶ月超	適宜共有する

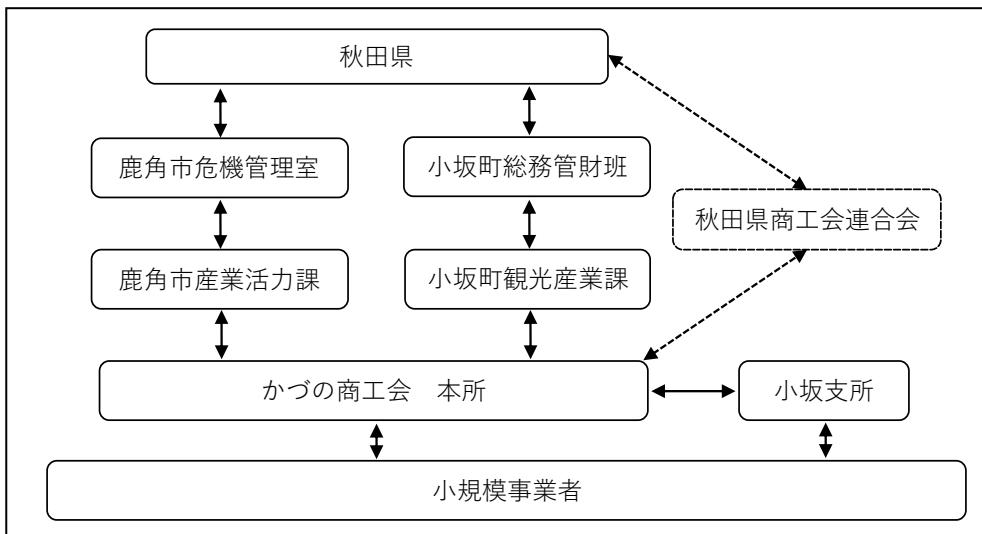
3) 発災時における指揮命令系統・連絡体制

発災時には管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、鹿角市・小坂町と商工会が共有した情報を秋田県、秋田県商工会連合会が指定する方法にて報告することをあらかじめ確認しておく。

感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当商工会と鹿角市・小坂町が共有した情報を秋田県の指定する方法にて当商工会または鹿角市・小坂町より秋田県に報告する。

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。なお、体制図は次のとおりである。

■指揮命令・連絡体制図



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について鹿角市・小坂町と協議する。
 - ・安全性が確保された際、かづの商工会本所に相談窓口を設置する。
 - ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
 - ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県及び市町等の施策）について、地区内の小規模事業者等に周知する。
 - ・当商工会は、国、県及び市町から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。
 - ・感染症拡大において事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援を実施するために相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

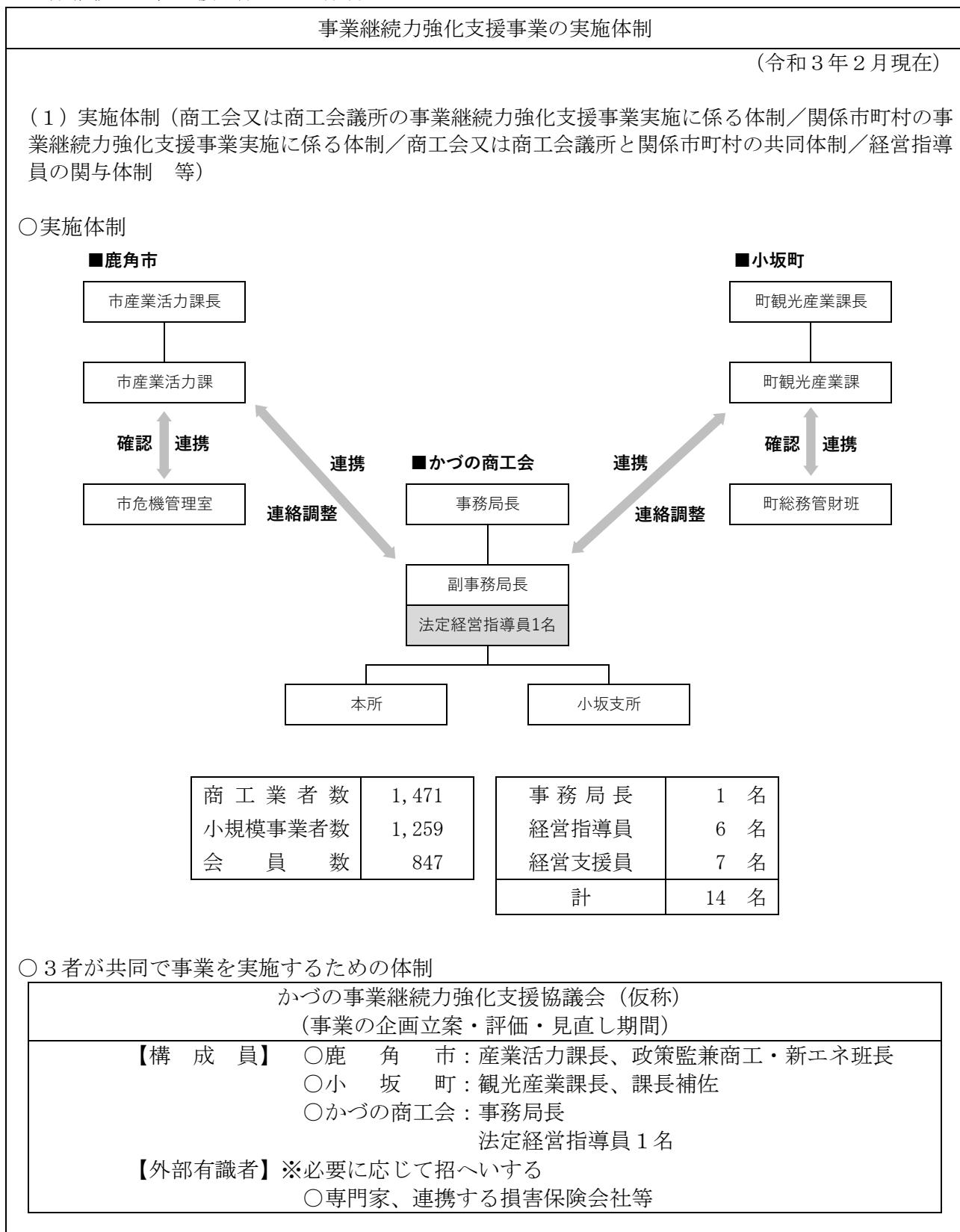
- ・秋田県及び鹿角市・小坂町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を秋田県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名 安保 奈緒美

■連絡先 TEL 0186-22-0050

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

商工会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する際がリスクの周知をはじめ事業所BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

年1回、かづの事業継続力強化支援協議会（仮称）を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

■かづの商工会

〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字柳田14番地1

TEL 0186-22-0050 FAX 0186-23-2698

E-mail kazuno@skr-akita.or.jp

②関係市町村

■鹿角市 産業部産業活力課

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1

TEL 0186-30-0250 FAX 0186-30-1515

E-mail shoukou@city.kazuno.lg.jp

■小坂町 観光産業課

〒017-0292 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1

TEL 0186-29-3908 FAX 0186-29-5481

E-mail kankou-syoukou@town.kosaka.akita.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	425	425	553	553	553
1. BCP 策定セミナー開催費 【集団】 (講師謝金、旅費、会場 借料、案内郵送料 等)	156	156	156	156	156
2. 専門家派遣費【個社】 (専門家謝金・旅費)	192	192	320	320	320
3. 普及・啓発費 (チラシ印刷費 等)	77	77	77	77	77

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・市補助金、各種手数料 等
※但し、上記経費のうち、講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門 家派遣機関や連携する損害保険会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額にな る場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等